あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２４年９月号

www. o-souzoku. net

司法書士藤井真司事務所

〒810-0072

福岡市中央区長浜２丁目５番

港ビル 203 号

ＴＥＬ：092-713-4900

司法書士　：　藤井　真司

こんにちは。司法書士の藤井です。

今年は雨が多くて、九州北部では水害も発生するなど大変な夏でした。まだまだ残暑厳しい日々が続いていますが、幾分、朝晩が涼しくなり、少しずつですが、秋を感じるこの頃です。

相続といえば、子供が絡むことが多いのですが、「子供がまだ小さいのにご両親が亡くなる」という不幸も少なくありません。最近は、母子・父子家庭も多いため「もし自分に何かがあったら・・」と考える方も少なくないでしょう。今回は、相続人が未成年の子供だったらどうなるか・・について考えてみましょう。

もし・・相続人が未成年だったらどうなる？

今回の相談者は、木下　佐和子さん（仮名）45 歳。やさしいご主人（50 歳）と 3 人のお子さんにも恵まれ、何の問題もなく幸せな毎日を送っていた。しかし、先日、ご主人が突然の交通事故で亡くなり、遺産相続をすることに・・。相続人は、妻である佐和子さんと 3 人の息子さん。上の二人は既に成人しているのだが、一番下の息子さんは、まだ中学にあがったばかり。「悲しみは癒えないのですが、生活があるのでそうも言っていられなくて。下の子がまだ 13 歳なのでてっきり妻である私が遺産を受取って子育てできると思っていたのですが、遺産相続協議が必要だと言われました・・。」

遺産の分け方を話し合いで決める「遺産分割協議」は、相続人全員が参加・同意することが必要。ところが、未成年の相続人がいる場合は少々事情が変わってくる。未成年の相続人は、遺産分割協議に参加することができないのだ。通常、未成年者が法律上の問題について判断を下す際には、親や後見人が「法定代理人」としてサポートしなければならない。ところがこの場合、母親自身も未成年の子と同じ相続人という立場で、互いの利益が相反することから、母親は三男の代理人にはなれないのである。簡単に言ってしまえば、母親が三男の代理人になった場合、「お母さんの言う通りにしなさい」と母親の都合の良いように話し合いが進んでしまう恐れがあるからだ。したがって、このような場合は「特別代理人」を選任することが必要となる。

特別代理人は、「相続権がないこと」が大前提で、それを満たしていれば親戚の人などでも構わない。ただし、遺産分割協議は公平であることが望ましいため、私どものような専門家に任せるほうが安心だと言えるかもしれない。

結局、佐和子さんの場合は、親戚の方に特別代理人を依頼することで、遺産相続を進めることになった。

（特別代理人は、子供 1 人に対して、1 人の特別代理人が必要となります。）

今回の例では、相続でもめてはいませんが、遺言書で「全財産を妻に譲る」と書いておけば、特別代理人を立てることなく、全財産を妻の佐和子さんが引き継いで子供たちを育てることもできました。

いつ何があるか分からないからこそ、「元気なうちに」遺言書を書いておくのも一つの手だと言えるでしょう。

ここでちょっと豆知識

遺言書はパソコンで作成しても大丈夫？

自ら遺言書を作成する（自筆証書遺言を作成する）場合、すべての項目を自筆で書くことが大前提です。パソコンやワープロで作成した場合、正式な遺言書として認められません。